

浦添市環境保全課の環境保全及び推進業務の委託に係る指名競争入札参加資格者の選定に関する要領

(令和3年1月28日部長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、浦添市環境保全課の次に掲げる環境保全及び推進業務の委託に係る指名競争入札参加資格者の選定方法について定める。

(1) 環境測定業務

ばい煙量等の公害関連測定業務の委託

(2) 環境衛生業務

衛生害虫対策、ハブ等危険生物対策、野犬対策、動物の死骸回収、犬等の適正飼養指導及び粗大ごみの受付等環境衛生業務の委託

(3) 環境教育・環境学習業務及び環境調査業務

環境教育・環境学習業務、環境調査及び環境マップ作成業務の委託

(審査の対象)

第2条 指名競争入札参加資格者の審査は、次の各号に掲げる業務区分ごとに行う。

(1) 環境測定業務

計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により沖縄県へ事業登録をした者

(2) 環境衛生業務

次のアからウまでのすべての要件を満たす者

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第7号の規定により沖縄県へ事業登録をした者

イ 動物愛護の専門学校等で2年以上の教育課程を修了し、動物看護士に類する資格を有する者、又はこれと同等の専門的な知識を有し動物病院等での実務経験があり、相当の経験を有する者

ウ 衛生害虫対策、野犬対策、ハブ等危険生物の取扱実務経験及び専門的な知識があり、相当の経験を有する者

(3) 環境教育・環境学習業務及び環境調査業務

計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により沖縄県へ事業登録をした者のうち、環境教育等の業、又は環境アセスメント等の環境における総合的な評価を業として掲げ、相当の経験を有する者

(業者の選定)

第3条 市長は、指名競争入札参加資格者を選定しようとするときは、前条に掲げる事項の他、次の各号に掲げる事項に留意し、厳正かつ公平に選定するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 経営及び信用の状態が健全であること
- (3) 浦添市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと
- (4) その他市長が別に定める者

2 入札の参加資格審査は、2年に1回の定期の審査とする。ただし、市長が事業の施行上、特に必要があると認めたときは随時審査を行うことができる。

(入札参加資格審査の申請)

第4条 入札参加資格審査の申請は、市長が指定する申請書に関係書類を添付して行うものとする。

(名簿登録)

第5条 市長は、前条に定める提出書類による審査を行ったときは、入札参加資格があると認めた者（以下「有資格者」という。）を名簿に登録するものとする。

2 名簿の有効期間は、登録の日から次期の資格審査に基づく登録日の前日までとする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、有資格者が次の事項に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条各号に定めるいづれかの要件を欠いたとき
- (2) 第 3 条各号に定めるいづれかの要件を欠いていることが判明したとき
- (3) その他虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが判明したとき
- (4) 名簿登録業者から登録取り消しの申出があったとき

(変更の届出)

第7条 入札参加資格の申請者又は有資格者は、申請内容に変更があったときは、速やかに書面により市長に届け出るものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。